

神栖市建築物耐震改修促進計画

令和5年3月

神栖市

【 目 次 】

■ 序章 計画の策定に当たって	1
1 計画改定の背景	1
2 計画の目的と位置づけ	2
3 計画の対象期間	4
4 対象とする区域、建築物	4
■ 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 概要	7
2 想定される地震の規模、被害の状況	8
3 耐震化の現状と課題	11
4 耐震化の目標	16
5 市有建築物の耐震化の基本方針	17
■ 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	20
1 概要	20
2 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	22
3 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	23
4 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	26
5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	29
6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	32
7 重点的に耐震化すべき区域の設定	33
8 神栖市域の特性による課題を解消するための施策	33

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 35

1	概要	35
2	揺れやすさマップや液状化ハザードマップの活用	37
3	情報提供の充実	38
4	地区等との連携	41
5	地震時の建築物の総合的な安全対策	42

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等のあり方 44

1	概要	44
2	耐震改修促進法による指導・助言・指示・公表等の実施	45
3	建築基準法による勧告又は命令等の実施	46

第5章 その他耐震化促進に関する事項 48

1	概要	48
2	国、県及び関係団体等との連携	49
3	計画の進行管理	49

資料編

1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）【抜粋】
2	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令【抜粋】
3	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則【抜粋】
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
5	神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項
6	神栖市木造住宅耐震診断費補助金交付要項
7	神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項
8	耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路一覧

序章 計画の策定に当たって

1 計画改定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、みぞうの大災害となり、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。

特に、昭和56年に改正された建築基準法の「新耐震基準」以前に建築された建築物で倒壊等の被害が大きく、それ以降に建築された建築物は倒壊に至るような大きな被害は比較的少ないという傾向が明らかとなっています。

近年では、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月、M7.2、震度6強）や東北地方太平洋沖地震（平成23年3月、M9.0、震度7）など大規模地震が発生しており、特に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、建築物の耐震化が緊急の課題となっています。

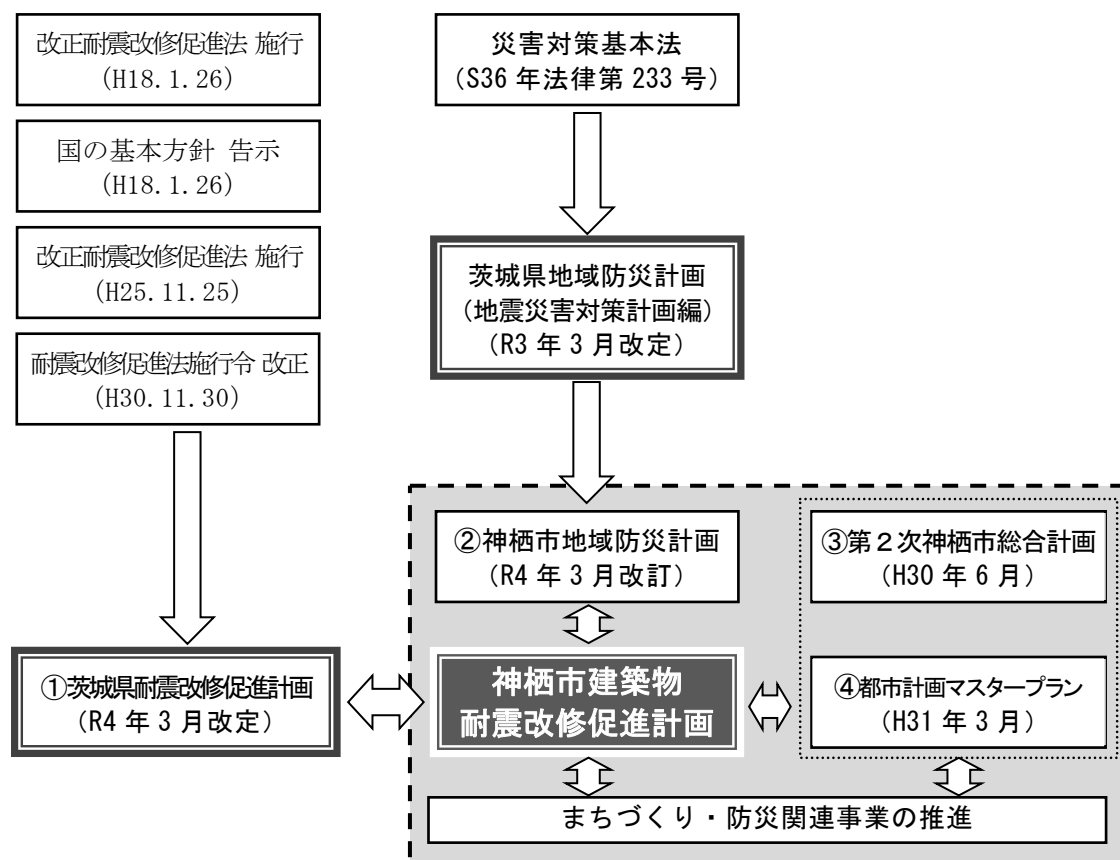
国では、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に耐震改修促進法を改正するとともに、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下、「大阪北部地震」という。）等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、耐震改修促進法施行令を改正するなど、耐震化促進のための規制強化を行っております。

このような背景のもと、令和4年3月に茨城県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が改定され、新たな耐震化目標が設定されたこととともない、「神栖市建築物耐震改修促進計画」を改定することとしました。

2 計画の目的と位置づけ

神栖市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、今後予想される地震災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

また、本計画は、県計画及び神栖市地域防災計画との整合を図るものとします。さらに、神栖市総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ります。



【関連計画の概要】

① 茨城県耐震改修促進計画

「茨城県耐震改修促進計画」において、耐震化の現状と目標を以下のよう
に定めています。

- ・住宅：令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消する（現状 91.5%）
- ・住宅以外の建築物：令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象
建築物を概ね解消する（現状 96.6%）

② 神栖市地域防災計画（地震災害対策計画編）

「神栖市地域防災計画（地震災害対策計画編）」において、第2編：予
防計画の「第7章：災害に強いまちづくり第2節：耐震化・不燃化」の中
で、建築物の耐震化の推進について定められています。

- 1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進
 - (1) 耐震診断マニュアルの作成
 - (2) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進
 - (3) 耐震診断基準の周知
 - (4) 住宅の耐震化の促進
 - (5) 広報活動等
 - (6) 所有者等への指導等
 - (7) 補助事業の推進
- 2 応急危険度判定体制の充実
- 3 被災宅地危険度判定体制の充実
- 4 建築物の落下物対策の推進

③ 第2次神栖市総合計画

「第2次神栖市総合計画」において、「第Ⅲ部：基本計画 第2章：分野
別計画 ⑥：くらしの質を高めるまちづくり ⑥-1：土地利用 ②：都市
的土地利用の推進」の中で、『市街地における計画的な都市施設（公園、緑
地、道路）を配置し、防災関連施設の整備や建築物の耐震化促進など、総合
的な取組により、都市防災の向上を図ります。』と定められています。

④ 神栖市都市計画マスタープラン

「神栖市都市計画マスタープラン」において、「第2章：全体構想
3：神栖らしい都市づくりの方針 3-4：都市環境に関する施設の整備
方針 4-1：安全で安心な生活を支える施設の整備方針」の中で、市街
地の防災力の強化として、『地区の特性や実情に応じ、建築基準法、耐震
改修促進法等に基づき、建築物の耐震化の促進を図ります。』『通学路の
安全確認や、ブロック塀の耐震性の調査など、子どもや高齢者、障がい者
にとっても安全な生活環境の確保に努めます。』と定められています。

3 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。なお今後の情勢変化や事業進捗に応じ、計画内容を検証し、適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象とする区域、建築物

本計画の対象区域は神栖市全域とします。

対象とする建築物は、以下に示すもののうち旧耐震基準（昭和56年以前）※参考1で建築された建築物とします。

【対象となる建築物】

	民間	市有
住宅	①戸建住宅 ②共同住宅（長屋建含む）	①市営住宅 ②教職員住宅
特定既存耐震不適格建築物 ※参考2	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、民間が所有する建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、神栖市が所有する建築物
	①第14条第1号 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ②第14条第2号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物 ③第14条第3号 県計画に記載された第一次・第二次・第三次緊急輸送道路を閉塞させる可能性のある建築物	

※参考1 建築基準法上の構造基準の改正

建築物の基準については、昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況をふまえ、昭和56年6月に大幅に見直されましたが、過去の大地震において、見直し以前の耐震基準に基づき建てられた建物の被害が多く見られています。建築確認申請からの施工期間を考慮し、昭和56年以前の建築物を「旧耐震基準の建物」、昭和57年以降の建物を「新耐震基準の建物」としています。

本計画では以後、昭和57年以降に建築された建物を新耐震、昭和56年以前に建築された建物を旧耐震として扱います。

【耐震設計基準の改正の流れ】

年	耐震設計基準の変遷 (主な変更内容)	旧耐震
大正13年 (1924年)	○関東大震災（大正12年）の被害を踏まえ、市街地建築物法の改正により、耐震基準が導入されました。	
昭和25年 (1950年)	○福井地震（昭和23年）の被害を踏まえ、建築基準法が制定されました。 〔・地震力に対する必要壁量を規定 ・軸組の種類と倍率（壁の強度）を規定〕	
昭和46年 (1971年)	○十勝沖地震（昭和43年）の被害を踏まえ、建築基準法が改正されました。 〔・鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定の強化 ・柱帯筋間隔を30cm以下から10cm以下に変更〕	
昭和56年 (1981年)	○宮城県沖地震（昭和53年）の被害を踏まえ、建築基準法が改正され、新しい耐震設計基準が導入されました。 〔・建物の変形が過大にならず、壁等の配置が不釣合にならないように設計し、極めて稀にしか生じない大地震（震度6強・7）に対して、建物が破損しても建物を 使う人の安全を確保するようにします。〕	
昭和57年～ (1982年)	新耐震	

※参考2 耐震改修促進法第14条による特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物とは、次の用途や規模要件に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（昭和56年以前の旧耐震基準の建築物）をいいます。

用 途		特定既存耐震不適格建築物(法第14条)		
		指導・助言対象 (法第15条第1項)	指示対象 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象 (法附則第3条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住居に限る。)、寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 概要

本市において 想定される地震

- 本計画の対象とする地震は、「茨城県南部の地震」と「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」の2つの地震を想定します。
- 特に「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」では、マグニチュード8.4、最大震度6強が想定され、全壊・焼失が概ね450棟から600棟と予測されています。

耐震化の現状

- 市内の耐震化率（令和3年度）の現状は、以下のとおりです。

・住宅（民間・市有）	90.3%
・特定既存耐震不適格建築物等（民間）	75.0%
・特定既存耐震不適格建築物等（市有）	97.1%
・耐震診断義務付け建築物	75.0%

耐震化の目標設定

- 本市における耐震化の目標を、国の基本方針及び県計画に基づき、以下のとおりとします。
 - 【住宅】
 - ・令和8年度末（2026年度末）の住宅の耐震化率は95%以上を確保することを目標とします。
 - 【住宅以外の建築物】
 - ・令和8年度末（2026年度末）までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を解消することを目標とします。。

市有建築物の 耐震化の基本方針

- 市有建築物については、令和8年度（2026年度）までに耐震性が不十分な建築物を、解消することを目指します。

2 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 神栖市における地震災害履歴

現在までに、神栖市に影響を及ぼしたと想定される主な地震の発生状況は以下のとおりです。平成23年3月11日には、三陸沖を震源とする震度6強の地震が発生しており、南関東地域直下での大型地震発生については、切迫性を有しているとされています。

【茨城県の主な地震と被害状況】

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和47(1972)年2月29日	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和49(1974)年8月4日	茨城県南部	5.8	4	死者1、負傷者1 瓦の落下十数件／震央付近
昭和53(1978)年6月12日	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和57(1982)年7月23日	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和58(1983)年2月27日	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損9、水道管破損7 壁の亀裂・剥落等
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者4、住家一部破損1,259
平成2(1990)年5月3日	茨城県北部	5.4	4	負傷者2、文教施設被害、鉄道不通
平成5(1993)年5月21日	茨城県南部	5.4	3	住家被害57、鉄道不通
平成7(1995)年1月7日	茨城県南部	5.4	4	断水250、窓ガラス破損2、鉄道不通
平成12(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	5弱	断水26、瓦の落下及び破損各1
平成14(2002)年2月12日	茨城県沖	5.7	5弱	負傷者1、文教施設被害12
平成14(2002)年6月14日	茨城県南部	5.1	4	負傷者1、ブロック塀破損4 建物被害8、塀倒壊5
平成17(2005)年2月16日	茨城県南部	5.3	5弱	負傷者7、ブロック塀倒壊1
平成20(2008)年5月8日	茨城県沖	7.0	5弱	負傷者1、住家一部破損7 工場でガス漏れ
平成23(2011)年3月11日	三陸沖 他 <small>(東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災</small>	9.0	6強	死者66、行方不明1、負傷者714 住家全壊2,634、住家半壊24,995 住家一部破損191,490 住家床上浸水75、住家床下浸水624
平成23(2011)年4月11日	福島県浜通り	7.0	6弱	負傷者4
平成23(2011)年4月16日	茨城県南部	5.9	5強	負傷者2
平成23(2011)年7月31日	福島県沖	6.5	5弱	負傷者5
平成24(2012)年12月7日	三陸沖	7.3	5弱	負傷者2 非住家被害3
平成28(2016)年11月22日	福島県沖	7.4	5弱	住家一部破損2
平成28(2016)年12月28日	茨城県北部	6.3	6弱	負傷者2 住家半壊1、住家一部破損25
平成29(2017)年8月2日	茨城県北部	5.5	4	負傷者2
令和3(2021)年2月13日	福島県沖	7.3	5弱	負傷者3

資料) 茨城県耐震改修促進計画

(2) 想定地震による被害想定結果

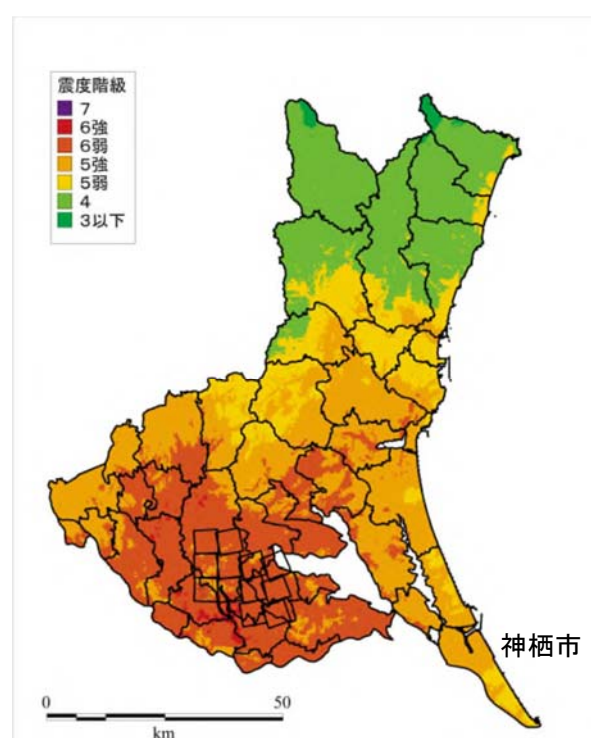
茨城県耐震改修促進計画では、特に被害量が大きく、県内の各地域に特徴的な被害をもたらすとされる3つの地震を想定していますが、本計画では、これら3つの地震のうち、本市での被害が想定されない「3 F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震」を除く、「1 茨城県南部の地震」と「7 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」の2つの地震を想定します。

①茨城県南部の地震

【想定地震の概要】

想定 viewpoint	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で県南部地域に影響のある地震
主な特徴	県南・県西地域を中心に揺れや火災の被害が多く発生する地震（「茨城・埼玉県境の地震」もほぼ似た被害が発生）
マグニチュード	7.3
最大震度(神栖市)	5強

資料) 茨城県地震被害想定調査報告書



地表震度分布

資料) 茨城県地震被害想定調査報告書 (概要版)

【想定地震の建物被害想定 (神栖市)】

(単位: 棟)

	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
冬 深夜							20	62	446
夏 12時	42	411	0	35	0	0	25	67	
冬 18時							26	68	

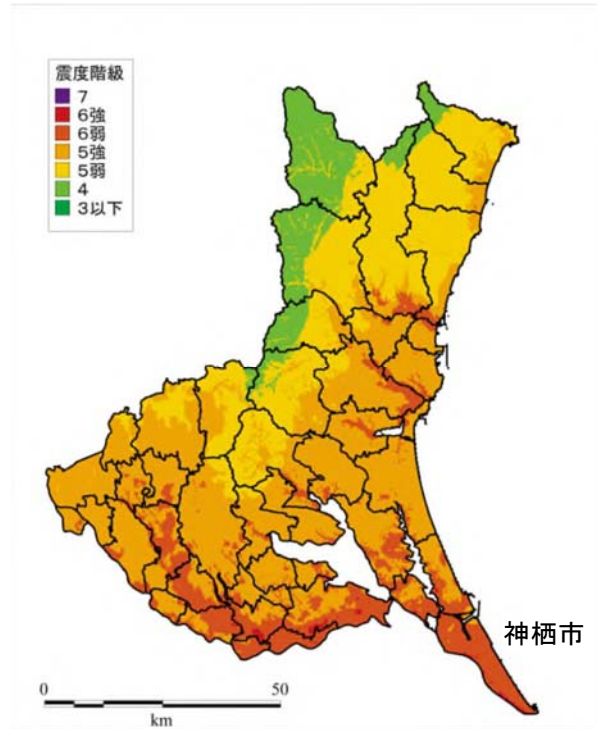
資料) 茨城県地震被害想定調査報告書 (市町村別被害一覧)

②茨城県沖～房総半島沖の地震

【想定地震の概要】

想定 の 観 点	県が平成 24 年度に実施した津波浸水想定の対象地震
主 な 特 徴	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害が広く分布し、沿岸部全域にわたって津波被害も発生する地震（北部と南部の「太平洋プレート内の地震」を合わせたような被害が発生）
マグニチュード	8.4
最大震度(神栖市)	6 強

資料) 茨城県地震被害想定調査報告書



地表震度分布

資料) 茨城県地震被害想定調査報告書（概要版）

【想定地震の建物被害想定（神栖市）】

(単位：棟)

	液状化		揺れ		土砂災害		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
冬 深夜									32	460	3,742
夏 12時	88	879	176	1,685	0	0	165	1,177	25	453	
冬 18時									174	602	

資料) 茨城県地震被害想定調査報告書（市町村別被害一覧）

3 耐震化の現状と課題

(1) 神栖市における耐震化の現状

①住宅における耐震化の現状

令和3年度末^{※1}における住宅の耐震化の状況を推計した結果は以下のとおりです。
戸建住宅は、新耐震以降に建てられた戸数に、旧耐震基準による建物のうち耐震性があると推計される割合12%^{※2}及び耐震改修済みと推計される実績数^{※3}を加え、耐震化率は約86.4%と推計されます。

共同住宅等でも同様に、旧耐震基準による建物のうち耐震性があると推計される割合は76%^{※2}であり、耐震化率は約98.0%の状況です。

以上の合計により、神栖市の住宅全体の耐震化率は、約90.3%となっています。

【住宅における耐震化の現状（令和3年度）】

(単位：戸)

	総数 A	新耐震 総数 (S57年以 降建築) B	旧耐震 (S56年以前建築)		耐震性 あり E=B+D	耐震性 不明 F=A-E	耐震化率 E/A
			総数 C	うち耐震 性あり D			
戸建住宅 (民間・市有)	31,807	21,376	10,431	6,119	27,495	4,312	86.4%
共同住宅 (民間・市有)	16,076	14,768	1,308	994	15,762	314	98.0%
合計	47,883	36,144	11,739	7,113	43,257	4,626	90.3%

※1：固定資産税家屋課税台帳データを活用しています。

※2：旧耐震基準の住宅のうち耐震性があると推計される割合は、国土交通省による社会資本重点計画策定時のアンケート結果より新耐震基準の耐震性を満たしていると想定される割合です。

※3：住宅・土地統計調査における住宅の耐震改修工事の実績数を基に推計しています。

②民間特定既存耐震不適格建築物等における耐震化の現状

令和3年度末における民間の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の状況は以下のとおりで、耐震化率は75.0%となっています。

【民間特定既存耐震不適格建築物等における耐震化の現状（令和3年度）】

（単位：棟）

			総数 A	新耐震 総数 (S57年以 降建築) B	旧耐震 (S56年以前建築)		耐震性 あり E= B+D	耐震性 不明 F= A-E	耐震化 率 E/A
					総数 C	うち耐震 性あり D			
【第1号】用途別	学校	保育所、幼稚園、小学校、 中学校、学校附属体育館等	6	6	0	0	6	0	100.0%
	体育館	一般公共の用に供されるもの	1	1	0	0	1	0	100.0%
	病院・診療所	病院、診療所、医院等	9	7	2	1	8	1	88.9%
	劇場・集会場等	公民館等	0	0	0	0	0	0	—
	店舗	マーケット、物販店、銀行等	5	5	0	0	5	0	100.0%
	ホテル・旅館等	ホテル、旅館等	21	21	0	0	21	0	100.0%
	賃貸共同住宅等	賃貸共同住宅、寄宿舎等	91	56	35	8	64	27	70.3%
	社会福祉施設	福祉施設等	10	9	1	0	9	1	90.0%
	事務所	事務所等	26	19	7	3	22	4	84.6%
	その他	工場、郵便局等	157	121	36	10	131	26	83.4%
【第2号】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			134	88	46	8	96	38	71.6%
【第3号】緊急輸送道路沿道の建築物			115	68	47	0	68	47	59.1%
合計			575	401	174	30	431	144	75.0%

③市有特定既存耐震不適格建築物等における耐震化の現状

令和3年度末における神栖市有の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の状況は以下のとおりで、耐震化率は97.1%となっています。

【市有特定既存耐震不適格建築物等における耐震化の現状（令和3年度）】

（単位：棟）

		総数 A	新耐震 総数 (S57年以 降建築) B	旧耐震 (S56年以前建築)		耐震性 あり E= B+D	耐震性 不明 F= A-E	耐震化 率 E/A
				総数 C	うち耐震 性あり D			
【第1号】用途別	学校	53	24	29	29	53	0	100.0%
	体育館	5	3	2	1	4	1	80.0%
	病院・診療所	0	0	0	0	0	0	—
	劇場・集会場等	4	0	4	4	4	0	100.0%
	店舗	0	0	0	0	0	0	—
	ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0	—
	賃貸共同住宅等	0	0	0	0	0	0	—
	社会福祉施設	3	3	0	0	3	0	100.0%
	事務所	3	1	2	1	2	1	66.7%
	その他	2	2	0	0	2	0	100.0%
合計		70	33	37	35	68	2	97.1%

(2) 現行計画の評価

① 目標の達成状況

a) 住宅（民間・市有）

現行計画では令和2年度末時点の目標耐震化率を95%と設定していますが、令和3年度末時点においても住宅全体の耐震化率は90.3%となっており、改善はみられませんが目標を下回る結果となっています。これは、共同住宅で高い耐震化率がさらに上昇する一方、戸建て住宅における耐震化率の向上傾向が鈍く目標の達成に至らなかったことによるものと考えられます。

【住宅における目標の達成状況】

	耐震化率			目標の達成状況
	【従前値】 平成26年度	【目標値】 令和2年度	【評価値】 令和3年度	
戸建住宅 (民間・市有)	79.3%	95%	86.4%	△ 未達成（指標改善）
共同住宅 (民間・市有)	97.4%	95%	98.0%	◎ 達成
合計	85.1%	95%	90.3%	△ 未達成（指標改善）

b) 特定既存耐震不適格建築物（民間・市有）

現行計画では令和2年度末時点の目標耐震化率を95%と設定していますが、令和3年度末時点の特定既存耐震不適格建築物全体の耐震化率は77.4%となっており、改善はみられませんが目標を下回る結果となっています。これは、公共建築物で着実に耐震化が進み目標を達成する一方、民間建築物における耐震化率の向上傾向が鈍く目標の達成に至らなかったことによるものと考えられます。

【特定既存耐震不適格建築物における目標の達成状況】

	耐震化率			目標の達成状況
	【従前値】 平成26年度	【目標値】 令和2年度	【評価値】 令和3年度	
特定既存耐震不適格建築物 (民間)	73.7%	95%	75.0%	△ 未達成（指標改善）
特定既存耐震不適格建築物 (市有)	86.8%	95%	97.1%	◎ 達成
合計	75.1%	95%	77.4%	△ 未達成（指標改善）

②耐震化関連事業の実施状況

神栖市木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業は、所有者等による耐震診断から工事までの取り組みを網羅的に支援する事業ですが、平成29年度以降の実績は「木造住宅耐震診断士派遣」の計8件に留まり、耐震診断や耐震補強工事・建替につながりませんでした（耐震化関連事業の概要はp23～24を参照）。

【神栖市木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業の実績】

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	合計
木造住宅 耐震診断士派遣	3	—	3	1	1	8
合計	3	—	3	1	1	8

③現行計画の評価

これまでの耐震改修促進施策の実施により、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率が着実に向上し、特に共同住宅や市有の特定既存耐震不適格建築物で、現行計画で設定した耐震化率目標を達成しています。

一方で、市内の住宅・建築物の大多数を占める戸建住宅や民間の特定既存耐震不適格建築物については、さらなる耐震化の促進が求められることから、所有者等に対する耐震化意識の啓発とともに法制度や耐震化支援策の周知等を、より一層進める必要があります。

4 耐震化の目標

国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画を踏まえ、神栖市における耐震化の目標を以下のように定めます。

■ 神栖市における耐震化の目標 【令和8年度末（2026年度末）】

○ 住宅

- ・住宅の耐震化率は95%以上を確保する。

○ 住宅以外の建築物

- ・耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を解消する。

（1）住宅における耐震化の目標

住宅の耐震化については、国の基本方針では令和12年まで、茨城県耐震改修促進計画では令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

このため、これらの目標の達成に向け、本市においては、令和8年度末（2026年度末）の住宅の耐震化率は95%以上を確保し、令和12年度（2030年度）までにおおむね解消することを目標とします。

（2）住宅以外の建築物における耐震化の目標

令和3年度末における神栖市内の耐震診断義務付け対象建築物は計4棟あり、このうち耐震性のある建築物は3棟（耐震化率75.0%）です。国の基本指針や茨城県耐震改修促進計画等を踏まえ、これら特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して、令和8年度末（2026年度末）までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を解消することを目標とします。

また、それ以外の耐震性が不十分な特定建築物についても、所有者への普及啓発や補助制度の活用等により、令和12年度（2030年度）までに、概ね解消することを目標とします。

5 市有建築物の耐震化の基本方針

(1) 対象とする施設と優先度ランク

対象とする施設は規模にかかわらず、昭和56年以前（旧耐震）の市有建築物とし、その内、次の3つに分類されるものとします。

分類1は耐震改修促進法における「特定既存耐震不適格建築物」、分類2は「分類1の規模要件を満たさない施設で、避難所・救護等の関連施設」、分類3は「分類1の規模要件を満たさない施設で、都市インフラ関連施設及びその他の施設」であり、市有建築物の分類及び耐震強度の観点から以下のとおり整理します。

①優先的に耐震化する市有建築物の分類

a) 分類1 ・ ・ 特定既存耐震不適格建築物（規模要件等あり）

考え方	特定既存耐震不適格建築物として優先的に耐震診断、耐震改修を実施することとします。
対象	庁舎、小学校、中学校、学校附属体育館、体育館（一般公共用）など

b) 分類2 ・ ・ 分類1の規模要件を満たさない施設で、避難所・救護等の関連施設

考え方	災害発生時に避難・救護拠点としての機能が求められる施設及び共助・公助をより必要とする要援護者関連施設の耐震化を促進します。
対象	小学校、中学校、学校附属体育館、公民館、保健センター、児童館、幼稚園、保育所など

c) 分類3 ・ ・ 分類1の規模要件を満たさない施設で、都市インフラ関連施設及びその他の施設

考え方	災害発生時、復旧等に不可欠となる都市インフラ施設等の耐震化を促進します。
対象	衛生プラント、配水場、学校給食共同調理場、市営住宅、教職員住宅など
	※神栖市水道事業所管の配水場については、広義解釈で市有建築物として整理します。

②優先的に耐震化する建築物の耐震強度

- a) 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの
(耐震診断の結果、 I_s 値 <0.3 又は q 値 <0.5)
- b) 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの
(耐震診断の結果、 $0.3 \leq I_s$ 値 <0.6 又は $0.5 \leq q$ 値 <1.0)
- c) 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いもの
(耐震診断の結果、 $0.6 \leq I_s$ 値 かつ $1.0 \leq q$ 値)

※ I_s 値：構造耐震指標

耐震診断によって得られる数値で、建物の耐震性能を表す指標。地震力に耐えられる能力としての「建物の強度」、地震の力を吸収する能力としての「建物の粘り」の2つに、建物の形状や経年変化を考慮することによって求められます

q 値：保有水平耐力

保有水平耐力に係る指標であり、建物がどの程度の水平力まで耐えられるかを表します。「最低これだけの耐力が必要である」とされる保有水平耐力の下限値 Q_{un} に対して、実際の保有水平耐力 Q_u の比率であり、 $q=Q_u/Q_{un}$ で表します

③耐震化の実施優先度

上記①、②の考え方にに基づき、優先度ランクを以下のとおりに設定し、A～Cと表示します。

ただし、個別の建物の状況（例えば、老朽化が著しい、近々建て替えや移転、施設統合等が予定されている）に応じて、最終的な実施優先度を判断し、耐震化を進めるものとします。

建築物の種類		耐震強度	
		I_s 値 <0.3 又は q 値 <0.5	$0.3 \leq I_s$ 値 <0.6 又は $0.5 \leq q$ 値 <1.0
分類 1	特定既存耐震不適格建築物 (庁舎、学校、保育園、体育館等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)	優先度 ランク 1 A	優先度 ランク 2 B
分類 2	分類 1 の規模要件を満たさない施設で、避難所・救護等の関連施設	優先度 ランク 2 B	優先度 ランク 3 C
分類 3	分類 1 の規模要件を満たさない施設で、都市インフラ関連施設及びその他の施設	優先度 ランク 2 B	優先度 ランク 3 C

(2) 耐震化の目標と市有建築物耐震性能リスト

市有の建築物は、基本的に上記の実施優先度に基づき耐震化を進め、令和8年度（2026年度）までに耐震性が不十分な建築物を、解消することを目指します。各施設の耐震診断及び耐震改修については、「市有建築物耐震性能リスト」として整理し、計画的に耐震化を進めていきます。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 概要

耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

【役割分担】

- 建築物の所有者が、主体的に耐震化に取り組むとともに、建築物内外の安全性の確保に努めます。
- 建築関係団体には、建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。
- 市は、耐震化の普及・啓発を進めるとともに、所有者の耐震化の取り組みに対する環境整備や支援策を実施・検討します。また、自らが所有管理する建築物の耐震化を積極的に推進します。

耐震診断・改修の促進を図るための支援策

【助成制度】

- 国や県、市の助成により、耐震診断・改修の取り組みを支援します。

安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

【相談窓口の設置、人材育成、地域・学校における防災意識の啓発等】

- 市の住宅政策課において相談窓口を設置し、情報提供を行います。
- 木造住宅耐震診断士や住宅耐震・リフォームアドバイザー（県登録）など技術者である人材の育成に努めます。
- 木造住宅耐震診断士の活動の普及促進に努めます。
- イベント時に建築物の防災コーナーを設置するなど、市民に対する建築物の耐震性確保の啓発に努めます。
- 特定既存耐震不適格建築物等の所有者への耐震化の情報周知に努めます。

地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

【耐震診断義務付け道路及び耐震化努力義務道路沿道の耐震化促進】

○県計画で位置づけられた「耐震診断義務付け道路」及び「耐震化努力義務道路」に接する耐震性が不十分な対象建築物の解消に向け取り組みます。

【避難路の現況、沿道建築物の整理】

○避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物の耐震化基礎資料の整理を進めます。

優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

○県計画で位置付けられた「要安全確認計画記載建築物」について、所有者による耐震診断の実施・報告の義務付けにより地震発生時の利用を確保します。

○旧耐震基準に建てられた住宅については、「神栖市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき耐震化を推進します。

重点的に耐震化すべき区域の設定

○災害時の応急活動や避難活動の拠点を確認する観点から、以下の区域の耐震化を優先的に促進します。

- ・緊急輸送道路沿道
- ・災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺

神栖市域の特性による課題を解消するための施策

○市域の特性からみた耐震化に係る課題である、工業団地等の安全性向上、道路沿道の大型工作物（看板等）の倒壊防止対策、緊急輸送道路の機能確保、密集市街地の防災性向上に対する取り組みを進めます。

2 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 取り組み方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、市は、県と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえよう意識啓発を進めることが重要です。

また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断や耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組んでいきます。

(2) 役割分担

① 建築物所有者

地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、建築物の耐震診断及び耐震改修等、主体的に耐震化に取り組むとともに、建築物内外の設備等も含めた安全性の確保に努めます。

② 建築関係団体

建築関連団体には、建築物の所有者等に耐震性向上の必要性を説明し、合理的かつ実現可能な耐震改修メニューを提示するなど耐震診断・改修等の業務を適切に遂行することにより、建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。

このため、耐震診断・耐震改修に係る講習会や各種イベントの開催等を通して、建築技術者の技術力向上に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けることとします。

③ 市

市は、市民に対して地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性についての啓発を進めるとともに、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう環境整備に努めます。

そして、耐震診断や耐震改修に関する情報提供、技術的・経済的支援についての施策を進めます。

一方、市自らが所有管理する建築物の耐震化を積極的に推進します。特に、耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物や耐震診断義務付け建築物、避難・救護施設及び要援護者関連施設、都市インフラ施設等について計画的に耐震化を進めるものとします。

3 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

神栖市では、建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修等を実施する際の費用を補助し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(1) 神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業の概要

木造住宅を対象に耐震診断士を派遣する、「神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業」を平成23年度から実施しています。

【神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業の概要】

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にある一戸建ての専用住宅、または併用住宅 ・ 1981年5月31日以前に着工された、または1981年5月31日以前の建築基準法の規定に基づく耐震基準で建築された木造住宅（丸太組工法又は、プレハブ工法以外により建築された住宅） ・ 2階建て以下で、延床面積が30㎡以上のもの ・ 所有者が居住していること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県知事による認定を受けた茨城県木造住宅耐震診断士の派遣

※詳細は、神栖市HPをご参照ください



(2) 神栖市木造住宅耐震診断費補助事業の概要

木造住宅の耐震診断に対する補助制度として、「神栖市木造住宅耐震診断費補助事業」を平成20年度から実施しています。

【神栖市木造住宅耐震診断費補助事業の概要】

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1981年5月31日以前に着工された、または1981年5月31日以前の建築基準法の規定に基づく耐震基準で建築された住宅（丸太組工法又は、プレハブ工法以外により建築された木造住宅） ・ 2階建て以下で、延床面積が30㎡以上のもの ・ 所有者が居住していること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断費用の1/2（上限5万円）

※詳細は、神栖市HPをご参照ください



(3) 神栖市木造住宅耐震改修促進事業の概要

木造住宅の耐震改修等に対する補助制度として、「神栖市木造住宅耐震改修促進事業」を平成26年度から実施しています。

【神栖市木造住宅耐震改修促進事業の概要】

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1981年5月31日以前に着工された、または1981年5月31日以前の建築基準法の規定に基づく耐震基準で建築された木造住宅（丸太組工法又は、プレハブ工法以外により建築された住宅） ・ 2階建て以下で、延床面積が30㎡以上のもの ・ 耐震診断（木造住宅耐震診断士派遣事業）の結果、「倒壊の可能性がある」、「倒壊の可能性が高い」と判定されたもの ・ 所有者が居住していること 						
支援内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 耐震補強設計</td> <td style="width: 50%;">費用の1/2（上限15万円）</td> </tr> <tr> <td>・ 耐震補強工事</td> <td>費用の1/2（上限45万円）</td> </tr> <tr> <td>・ 耐震建替え工事</td> <td>一律60万円</td> </tr> </table>	・ 耐震補強設計	費用の1/2（上限15万円）	・ 耐震補強工事	費用の1/2（上限45万円）	・ 耐震建替え工事	一律60万円
・ 耐震補強設計	費用の1/2（上限15万円）						
・ 耐震補強工事	費用の1/2（上限45万円）						
・ 耐震建替え工事	一律60万円						

※詳細は、神栖市HPをご参照ください



(4) 茨城県建築物等震災対策事業の概要

茨城県では、木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進するための補助制度として、「建築物等震災対策事業」が実施されています。

【茨城県建築物等震災対策事業の概要】

事業主体	・ 市町村				
補助対象	・ 1981年以前に建築された住宅やブロック塀等				
補助率	区分	国	県	市町村	事業者
木造住宅	耐震診断	1/2	1/4	1/4	0
	耐震改修	11.5%	5.75%	5.75%	77.0%
	総合支援 〔耐震設計+ 耐震改修〕	2/5	1/5	1/5	1/5
	ブロック塀等安全対策	1/3	1/6	1/6	1/3
※県の補助額は上限あり					

(5) 茨城県大規模建築物等耐震化支援事業の概要

茨城県では、民間の大規模建築物等の耐震化を促進するための補助制度として、「大規模建築物等耐震化支援事業」が実施されています。

【茨城県建築物等震災対策事業の概要】

事業主体	・市町村				
補助対象	・以下に該当する昭和56年以前に建築された民間建築物 ① 要緊急安全確認大規模建築物 ② 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物） ③ 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物） ④ 耐震改修促進法による特定建築物				
補助率	○耐震診断				
	区分	国	県	市町村	事業者
	①要緊急安全確認大規模建築物	1 / 3	1 / 6	1 / 6	1 / 3
	②要安全確認計画記載建築物	1 / 2			1 / 6
	③要安全確認計画記載建築物				1 / 6
	④耐震改修促進法による特定建築物	1 / 3			1 / 3
	○耐震改修				
	区分	国	県	市町村	事業者
	①要緊急安全確認大規模建築物	33.3%	5.75%	5.75%	55.2%
	②要安全確認計画記載建築物	-	-	-	-
③要安全確認計画記載建築物					
④耐震改修促進法による特定建築物					

(6) 住宅金融支援機構（リフォーム融資）の概要

住宅金融支援機構では、住宅の耐震改修工事等に対する融資制度として、「リフォーム融資」が実施されています。

【住宅金融支援機構（リフォーム融資）】の概要

概要	・耐震改修工事に対する融資※1	
融資内容	区分	融資限度額
	○戸建住宅	1,500万円※2（住宅部分の工事費が上限）
	○マンション	融資対象工事費以内※2

※1 マンションは調査設計や診断費用の実施、長期修繕計画の作成等のみの費用も対象

※2 融資対象工事費に係る補助金等の交付がある場合は当該補助金等を除いた額

4 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

(1) 相談窓口の設置

市の住宅政策課では、住宅や特定既存耐震不適合建築物等の所有者が耐震診断や耐震改修について、いつでも安心して相談しやすいように、常設の相談窓口を設置しています。

窓口では、耐震診断の補助制度や専門家の紹介、耐震改修の技術的情報など、建築物所有者にとって有益な情報を提供しています。

(2) 人材の育成

耐震改修等の円滑な実施に備えるため、県と連携して、耐震改修等の専門的な知識を有した技術者の育成に努めます。そして、認定または登録された技術者の公開・周知を行います。

①木造住宅耐震診断士の養成

茨城県では、認定された木造住宅耐震診断士の名簿をホームページで公開しています。

制度名	木造住宅耐震診断士の養成（茨城県）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を取得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> 認定の有効期限は5年 県及び市町村の窓口等において耐震診断士認定者名簿を閲覧に供し、耐震診断を実施している設計事務所等の情報を県民へ提供 診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力



②住宅耐震・リフォームアドバイザー登録

住宅リフォームを計画している市民の皆様が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるように、また、地震時の減災対策としての耐震改修を安心して適切に行えるように、住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録に県と協力して取り組みます。



そして、専門家の登録リストを公表するとともに、住宅の耐震・リフォームを計画する皆様への情報提供を行います。

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業（茨城県）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事ができるようにするための住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知事認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象 ・講習会等を受講して登録 ・適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制を確立

③自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）

茨城県では、自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、平成13年度から、いばらき防災大学を開講し、防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供しています。

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、耐震診断と補強も履修内容のひとつとなっている
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則土曜日又は日曜日に開講（計4日間の講義を実施） ・対象者は、市町村、自治会・町内会や企業等で防災活動に従事する者 ・修了者は、「防災士試験」の受験資格を取得

（3）耐震診断の普及

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう市では普及促進に努めます。また、住宅の所有者が安心して耐震診断を受けられるよう、診断業務の標準化・効率化を図ります。

（４）地域や学校における防災意識の啓発

学校を会場として、その周辺地域住民を対象に開催している「総合防災訓練」や多くの市民が集う「神栖フェスタ・消費生活展」などのイベントを活用し、建築物の防災コーナーを設置し、パンフレット等の配布や相談会の開催を検討するなど、市民の防災意識や建築物の耐震性確保の啓発に努めます。

（５）情報の提供

耐震診断・改修への補助金制度等に関する案内パンフレットの作成・配布に加え、ホームページ等による情報提供により更なる周知を図ります。また、住宅の所有者に対し、工事費や工期などの負担軽減が期待できる工法についての情報提供を行い、耐震改修工事に着手できる機会の拡大を図ります。加えて、特定既存耐震不適格建築物等の所有者が計画的に耐震診断や耐震改修を行えるように、市の取り組みや支援事業などの耐震化に必要な情報の周知に努めます。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 道路の指定

県計画では、大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、耐震診断義務付け道路及び耐震化努力義務道路が位置付けられています。

本計画においても、これらの道路に面している対象建築物の耐震化の促進を図ります。

①耐震診断義務付け道路

県計画では、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として、広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）及び、それらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路が位置付けられています。

本計画においても、県計画に位置付けられた耐震診断義務付け道路を法第5条第3項第二号に基づく道路として、耐震性が不十分な対象建築物の解消に向け取り組みます。

また、県計画に準拠し、下表の要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物（所有者に意見を聴いたものが対象となります）を、耐震診断義務付けの対象となる避難路沿道建築物として位置付け、その所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに所管行政庁に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行います。

【通行障害既存耐震不適格建築物の要件】

		要件
対象となる建築物の要件 (法施行令第4条第1項第一号)	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの） 	<p>道路中央</p> <p>45°</p> <p>道路中心からの距離と同じ高さ</p>
対象となる組積造の塀の要件 (法施行令第4条第1項第二号)	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊した場合において、前面道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある組積造の塀で建物に付属するもの（長さ25mを超えるもの） 	<p>道路中央</p> <p>θ</p> <p>2.5</p> <p>道路中心からの距離の1/2.5の高さ</p>

資料) 茨城県耐震改修促進計画

②耐震化努力義務道路

県計画では、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物に耐震診断や耐震改修の努力義務を課す道路として、茨城県地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を法第5条第3項第三号に基づく道路として指定しています。

本計画においても、県計画に位置付けられた第一次・第二次・第三次緊急輸送道路のうち、市内を通過する区間の路線を法第5条第3項第二号に基づく道路として指定し、耐震性が不十分な対象建築物の解消に向け取り組みます。

これにより、所管行政庁が、対象建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、必要な場合に指示をすることができることとなります。

(2) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物の耐震化基礎資料の整備

災害発生時においては、緊急輸送道路の確保以外に、住民の避難経路等の確保に向けた取り組みも重要です。そのため、避難地や防災活動の拠点となる施設等に通じる避難路等の幅員等を調査・整理し、耐震化を促進するための基礎資料として整備に努めます。整備した資料に基づき、これらの道路等を閉塞する可能性のある住宅・建築物については県と連携を図りつつ、耐震化の促進を図るものとします。

なお、ここでいう避難路とは、緊急輸送道路を除いた幅員4m以上の道路とします。

【耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路位置図】



資料) 茨城県耐震改修促進計画資料編(令和4年3月)、緊急輸送道路ネットワーク計画((令和4年3月改定)

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

(1) 地震発生時に利用を確保すべき建築物

大規模な地震が発生した場合において、災害応急活動などその利用を確保することが公益上必要な建築物は、耐震性が不足する場合、優先的に耐震化の促進を図る必要があります。このため、県計画では、要件※に該当する既存耐震不適格建築物を、法第5条第3項第一号の規定に基づく防災拠点建築物として位置付け、対象建築物の所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。

※要件：以下の要件のいずれかに該当する既存耐震不適格建築物

- ①県及び市町村の災害対策本部が設置される建築物
- ②茨城県地域防災計画において災害拠点病院として位置付けられている病院
- ③災害対策基本法に基づき市町村が指定する緊急避難場所及び指定避難所のうち、その規模及び用途等が法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物（※所有者に意見を聴いたものが対象となりません）
- ④その他知事が必要として定める建築物

(2) 旧耐震基準（1981年5月31日以前）に建てられた住宅

今後、予想されている大規模地震から人命を守るためにも、早急に耐震化を行う必要であることから、住宅の耐震化をより一層促進するため、「神栖市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅所有者等に対する意識啓発や支援制度の周知など、住宅の耐震化を推進します。

7 重点的に耐震化すべき区域の設定

(1) 緊急輸送道路沿道

災害時の緊急・応急活動を円滑に行える環境整備を進めるため、緊急輸送道路沿道を対象として、重点的に耐震化の促進に努めます。

(2) 災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺

災害発生直後から応急・復旧活動が行われる期間においては、避難や応急等の拠点となる施設では様々な活動に利用されることとなります。

したがって、災害時の施設利用に支障を生じることなく、円滑な応急・復旧活動を実施できる状況を極力確保することが重要です。そのため、これら重要な活動拠点となる施設の周辺においては、建築物倒壊に伴う活動に支障をきたさないように、重点的に耐震化の促進に努めます。

8 神栖市域の特性による課題を解消するための施策

(1) 工業団地等の安全性向上

市内には鹿島臨海工業地帯が立地し、危険物・毒劇物を保有する施設が集積しており、地震時等には大規模火災を引き起こす恐れがあります。これらの区域については、特定既存耐震不適格建築物第2号に該当する施設の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の実施を事業者に対して積極的に働きかけていきます。また、県、消防署及び防災安全課と連携して、各事業者における防災対策の強化に努めます。

(2) 道路沿道の大型工作物（看板等）の倒壊防止対策

幹線道路沿道には店舗・事業所が多数立地していますが、各敷地内の道路際には大型の看板が立てられている箇所が多くみられます。こうした看板が地震時に倒壊すれば、通行者に対する危険や道路閉塞による活動支障を生じる可能性があります。

これら道路沿道の大型工作物については、事業者等に対して適切な管理を行うよう指導に努めます。

(3) 緊急輸送道路の機能確保

市内に緊急輸送道路が位置づけられていますが、一部に狭小な幅員の部分が見られます（4 m、6 m程度など）。これらの道路区間の沿道には2階建て等の住宅等が、道路境界に程近い位置に立地しており、それらの建物が地震により倒壊した場合には、道路閉塞により緊急輸送の機能として利用できない可能性があります。

そこで、こうした一部幅員の狭小な道路区間について、沿道建築物の耐震化の促進に努めます。

(4) 密集市街地の防災性向上

波崎地域の東部地区では、以前より漁業を中心に発展してきた中で、住宅等の建築物が密集している状況がみられます。特に木造の建築物が密集している区域では、大規模地震による延焼や道路閉塞などの被害や応急活動等の停滞を引き起こす恐れがあります。

これまでに防災道路や防災公園等の整備、道路整備に伴う老朽住宅の建替えなどを進めてきましたが、引き続き個々の建築物の不燃化、耐震化についても重点的に促進していきます。



第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 概要

揺れやすさマップや 液状化ハザードマッ プの活用

【揺れやすさマップ】

○市域に想定される地震に対し、市内の各地域の揺れを細かく予測した「揺れやすさマップ」を活用し、市民に広く周知します。

【液状化ハザードマップ】

○市域に想定される地震が発生した際の液状化被害の可能性を予測した「液状化ハザードマップ」を活用し、市民の自発的な取組を促進します。

情報提供の充実

【リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導】

○リフォーム等にあわせて、事例紹介やアドバイスによる耐震改修工事の実施を促します。

【情報提供の充実】

○相談窓口で提供する情報の充実とともに幅広い広報活動の実施に努めます。

○耐震化に関する各種パンフレット等を積極的に配布・公開し、情報提供に努めます。

【木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の啓発】

○基礎、床、屋根や部材などの補強方法等について、知識の普及啓発を行い、耐震改修に対する理解を促します。

地区等との連携

○地区や自主防災組織が主体となった耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組に対する専門家との連携方策や支援策を検討していきます。

地震時の建築物の総合的な安全対策

【家具や棚等の固定による転倒防止策】

○安全対策 室内の安全対策として、家具や棚等の固定方法等の周知を進めます。

【非構造部材（窓ガラス等）の落下防止対策】

○窓ガラスや天井の落下による危険性について周知していきます。

【特定天井の脱落対策】

○建築物の所有者等に対し、脱落防止措置を講じることによる安全性確保の必要性や各種基準の内容について周知していきます。

【屋根瓦の落下防止対策】

○建築物の所有者等に対し、その危険性とともな落下防止措置を講じることによる安全性確保の必要性について周知していきます。

【エレベーターの閉じ込め防止対策】

○既設エレベーターの改修や地震対策等の重要性について、建物の所有者・保守点検業者に対する啓発に取り組みます。

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

○通学路等を中心に危険個所の把握・点検・指導を進めるとともに、ブロック塀等の倒壊の危険性や正しい施工方法や補強方法を周知していきます。

【盛土造成地の耐震対策】

○「大規模盛土造成地マップ」を周知することにより市民の防災意識の向上を図ります。

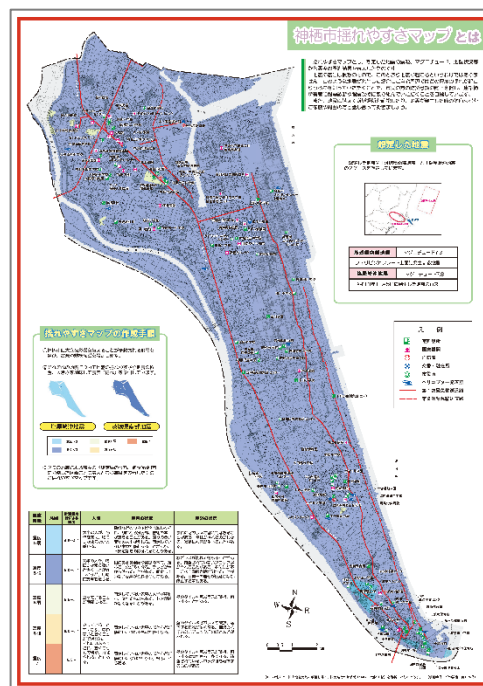
2 揺れやすさマップや液状化ハザードマップの活用

揺れやすさマップは、茨城県による「地震防災マップ策定支援マニュアル」と内閣府による「内閣府地震防災マップ作成技術資料」を参考として、想定地震による震度分布を算出・表示しています。また、市民にとって身近に感じられるものとなるように、地震への備えや避難場所など関連する情報を分かりやすく示しています。

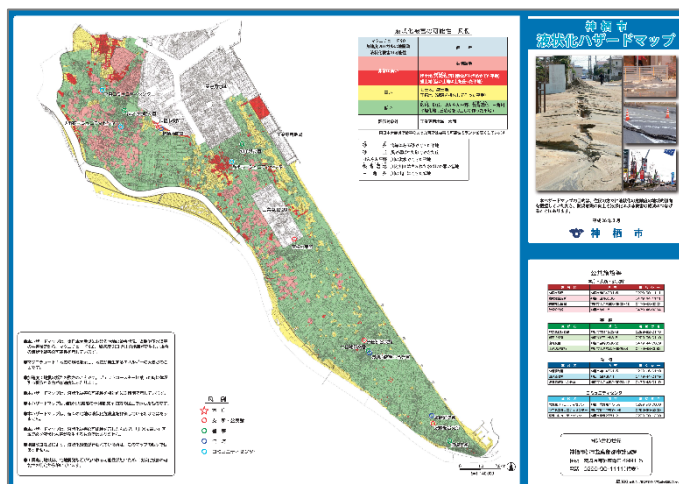
液状化ハザードマップは、2011年3月11日に発生した東日本大震災の本震と同規模の地震が起きたときの液状化被害の可能性を3段階で予測しています。併せて、市民による自発的な液状化対策の取り組みが促進されるよう、液状化被害の軽減方法や被害を受けた住宅の修復法等に関する情報を掲載しています。

揺れやすさマップや液状化ハザードマップは市民の啓発を目的とするものであるため、パンフレットとしての配布とともに、市ホームページ等により公表し、市民の皆様に分かりやすく周知し、その内容の普及を進めます。

【揺れやすさマップ】



【液状化ハザードマップ】



3 情報提供の充実

建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、情報提供の充実に取り組みます。

(1) リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築工事とあわせて耐震改修を実施することは、単独工事としての施工に比べ、費用負担の軽減や工期の短縮、生活への影響の低減化等という面でより効果的です。

リフォーム等を行う予定がある場合には、耐震改修工事も合わせて実施するよう、茨城県の住宅耐震・リフォームアドバイザー制度等を紹介し、耐震改修を誘導します。

(2) 情報提供の充実

市の住宅政策課に常設している相談窓口では、建築物の所有者等による様々な相談に対応できるよう提供する情報の充実を図るとともに、建築物の所有者等にその存在を認知していただけるよう、様々な媒体を通じた広報活動の実施に努めます。

より多くの市民の皆様へ地震災害の危険性や耐震化について正確な知識や情報を提供できるよう、「揺れやすさマップ」や「液状化ハザードマップ」の周知とともに、耐震化に関する各種パンフレット等（国土交通省住宅局「誰でもできるわが家の耐震診断」、（財）日本建築防災協会によるパンフレット等）を配布し、情報提供に努めます。

また、防災関連イベントとの連携による耐震化の意識啓発活動を行うとともに、県等が開催する耐震化に関するセミナー・講習会への積極的な参加を呼びかけます。

【耐震化に関するパンフレット】



資料) 一般財団法人 日本建築防災協会

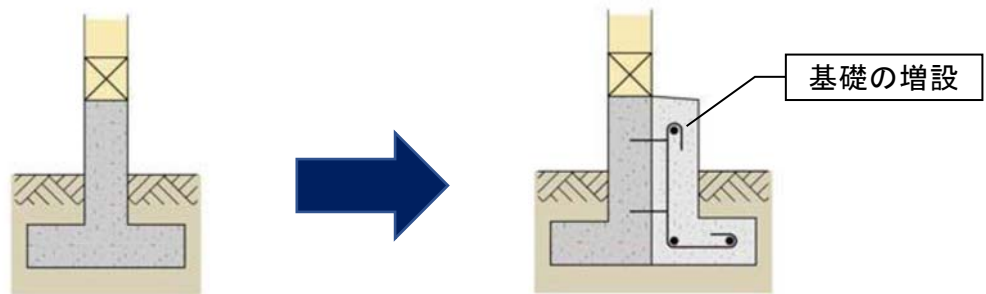
(3) 木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の啓発

以下のような木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の啓発に努めます。

①基礎の補強

基礎は建物の要です。基礎がしっかりしていないと、大きな地震の際に住宅が倒壊・大破する危険性が高くなります。

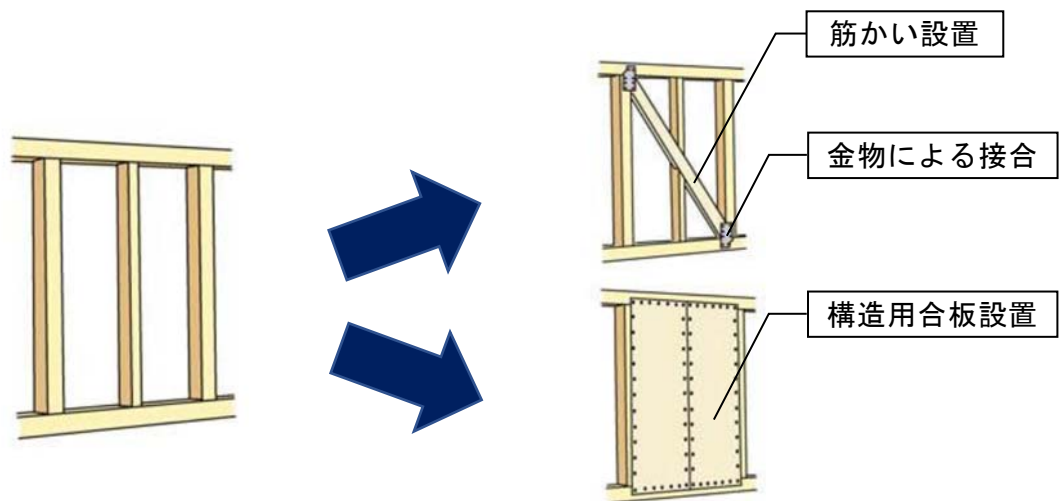
無筋のコンクリート基礎に鉄筋入りの基礎を増設し、基礎を補強するなどの工法があります。その他、ひび割れの補修や鉄板による補修などの補強方法もあります。



②部材の接合、耐力壁の設置

木造住宅は、壁、柱、梁が一体となって地震に耐えるようになっています。これらの接合が外れると住宅は、倒壊、大破してしまいます。これを防ぐためには、接合部を金物でしっかり補強することが重要となります。

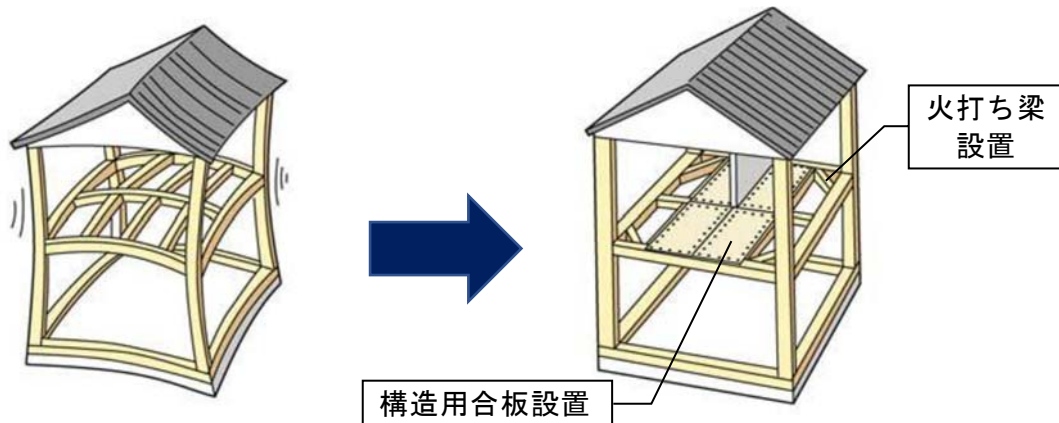
また、筋かいや構造用合板が入った耐力壁を建物全体にバランスよく配置することによって地震力に抵抗させることができます。



③床の補強

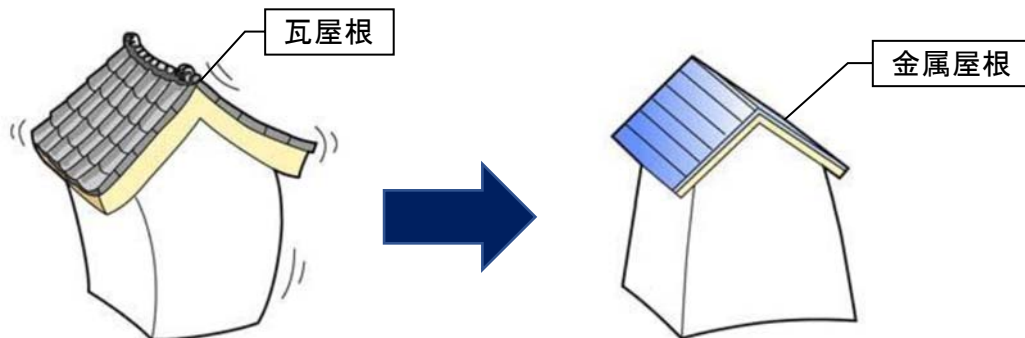
地震の力に抵抗する耐力壁をうまく機能させるためには、耐力壁どうしをつなぐ床面などを補強することも重要となります。

床に火打ち梁や構造用合板を設置するなどの補強方法があります。



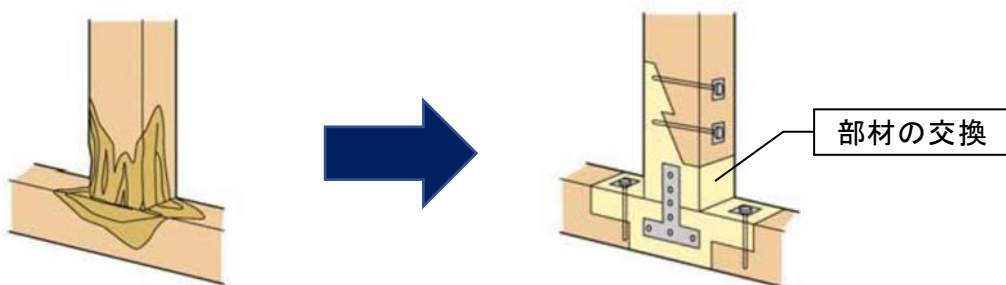
④屋根の軽量化

住宅の耐震性を向上させる方法として、住宅が受ける地震力を小さくすることも有効です。重い瓦屋根から軽い金属屋根などに葺き替え軽量化を図れば、住宅が受ける地震力が低減され耐震性が向上します。



⑤部材の交換

柱、土台などの構造上重要な部材がシロアリなどによって被害を受け腐食することがあります。このような場合は、腐食した部分を新しい部材に交換し、健全な状態に戻すことが必要です。



4 地区等との連携

本市の防災力を総合的に高めるためには、地域住民が地震防災対策を地域の問題としてとらえ、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の取り組みが重要となります。

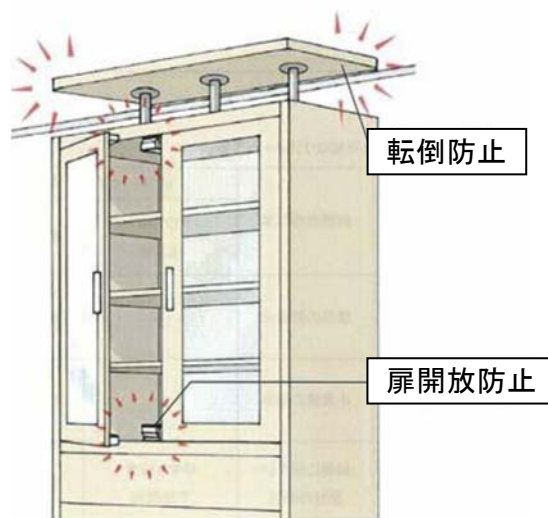
このため、地域が連携して地震防災対策に取り組むことができるよう、地区や自主防災組織が主体となった耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組に対する専門家との連携方策や支援策を検討していきます。



5 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 家具や棚等の固定による転倒防止策

住宅、または特定建築物の屋内における家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚など、地震の揺れにより転倒・移動して負傷者が発生することを防止するため、家具や棚等の固定を行う方法を紹介し、それぞれの世帯や事業所で取り組む自助努力の活動を支援していきます。



(2) 非構造部材（窓ガラス等）の落下防止対策

地震時にオフィスビルの窓ガラスが割れて飛散したり、天井等の装飾具等が落下するなどの事故が発生しています。

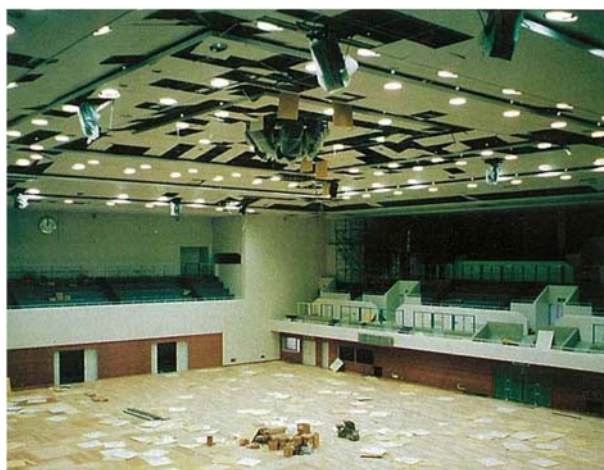
このため、窓ガラスや天井の落下の危険性などについて、市民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。



(3) 特定天井の脱落対策

平成15年の宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し負傷者が出ました。また、平成23年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、既存建築物について定期報告制度による情報把握を行い、建築物の所有者等に対し、脱落防止措置を講じることによる安全性確保の必要性や各種基準の内容を周知し、耐震化を促進します。



(4) 屋根瓦の落下防止対策

屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、漏水により建築物の劣化が進行し、健康被害などの二次災害の発生も懸念されます。

このため、建築物の所有者等に対し、その危険性とともな落下防止措置を講じることによる安全性確保の必要性を周知し、耐震化を促進します。

(5) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターへの脱落等の事例が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

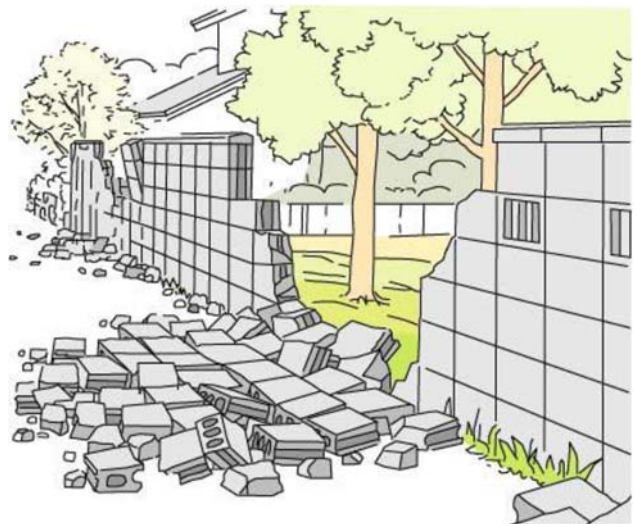
この震災教訓をふまえ、建築基準法の定期検査などの機会を捉え、既設エレベーターの改修や地震対策、通常時の維持管理体制のほか、非常時の緊急体制の整備等の重要性について、建物の所有者・保守点検業者に対して、周知していきます。

(6) ブロック塀等の倒壊防止対策

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震時にブロック塀等が倒壊することにより、死傷者が発生するのみならず、道路を閉塞し避難や救援活動の障害になるなどの悪影響が指摘されています。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を住民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

併せて、地区や学校等と連携しながら、通学路等の避難路における危険なブロック塀の把握を促進します。



(7) 盛土造成地の耐震対策

平成23年の東日本大震災では、大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。

このため、本市では一定規模以上の盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を周知することにより市民の防災意識の向上を図ります。

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等のあり方

1 概要

耐震改修促進法による指導・助言・指示・公表等の実施

○神栖市は所管行政庁である茨城県と連携して、耐震改修促進法に基づき、以下の指導・助言・指示・公表等を実施します。

- ・耐震改修が必要と認められる要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物、耐震診断・改修が必要と認められる特定既存耐震不適格建築物について、その所有者に対して必要な指導等を実施します。
- ・要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者が必要な耐震改修を行わない場合、特定既存耐震不適格建築物の所有者が必要な耐震診断・改修を行わない場合は、必要な指示を実施します。
- ・指示を受けた建築物所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、その旨を公表します。

建築基準法による勧告又は命令等の実施

○神栖市は所管行政庁である茨城県と連携して、建築基準法に基づき、以下の勧告又は命令等を実施します。

- ・耐震改修促進法に基づいて公表を行ったにもかかわらず、当該建築物所有者が耐震改修を行わない場合には、速やかに当該建築物の除去、改築、修繕等を行うよう対応します。
- ・また、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物について、除去、改築、修繕等を行うよう対応します。

2 耐震改修促進法による指導・助言・指示・公表等の実施

(1) 指導・助言の実施

要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しなければならないとされています（法第7条、法附則第3条）。

一方、特定既存不適格建築物の所有者は耐震診断と必要に応じた耐震改修の実施に努めなければならないとされています（法第14条）。

また、県計画では、所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物が耐震改修を実施することが必要と認められる場合、特定既存耐震不適格建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、建築物所有者に必要な指導・助言を行うものとしています（法第12条第1項、法第15条第1項）。

神栖市は、所管行政庁である茨城県と連携して、法に基づく要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物に対する指導等を実施していきます。

①指導・助言の対象となる建築物

指導・助言は、下表の各要件を満たす建築物を対象とします。

対象建築物区分	概要
要安全確認計画記載建築物	法に基づき耐震改修促進計画に位置付ける以下の建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点建築物（法第5条第3項第一号） → 県計画の第2章2で位置付けるもの ・ 避難路沿道建築物（法第5条第3項第二号） → 県計画の第2章3（1）で位置付けるもの ・ 避難路沿道建築物（法第6条第3項第一号） → 市町村の耐震改修促進計画で位置付けるもの ※本市において位置付けなし
要緊急安全確認大規模建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物（法附則第3条）
特定既存耐震不適格建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物である建築物（法第14条）

②指導・助言の方法

県と連携し、実施に関する説明や文書の送付を行います。また、必要に応じて説明会の開催やパンフレットの配布等を行います。

(2) 指示の実施

要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震改修が実施されていないと認められる場合、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認められる場合は、県と連携して、建築物所有者に実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付する等必要な指示を実施します（法第12条第2項、法第15条第2項）。

(3) 指示に従わない場合の公表

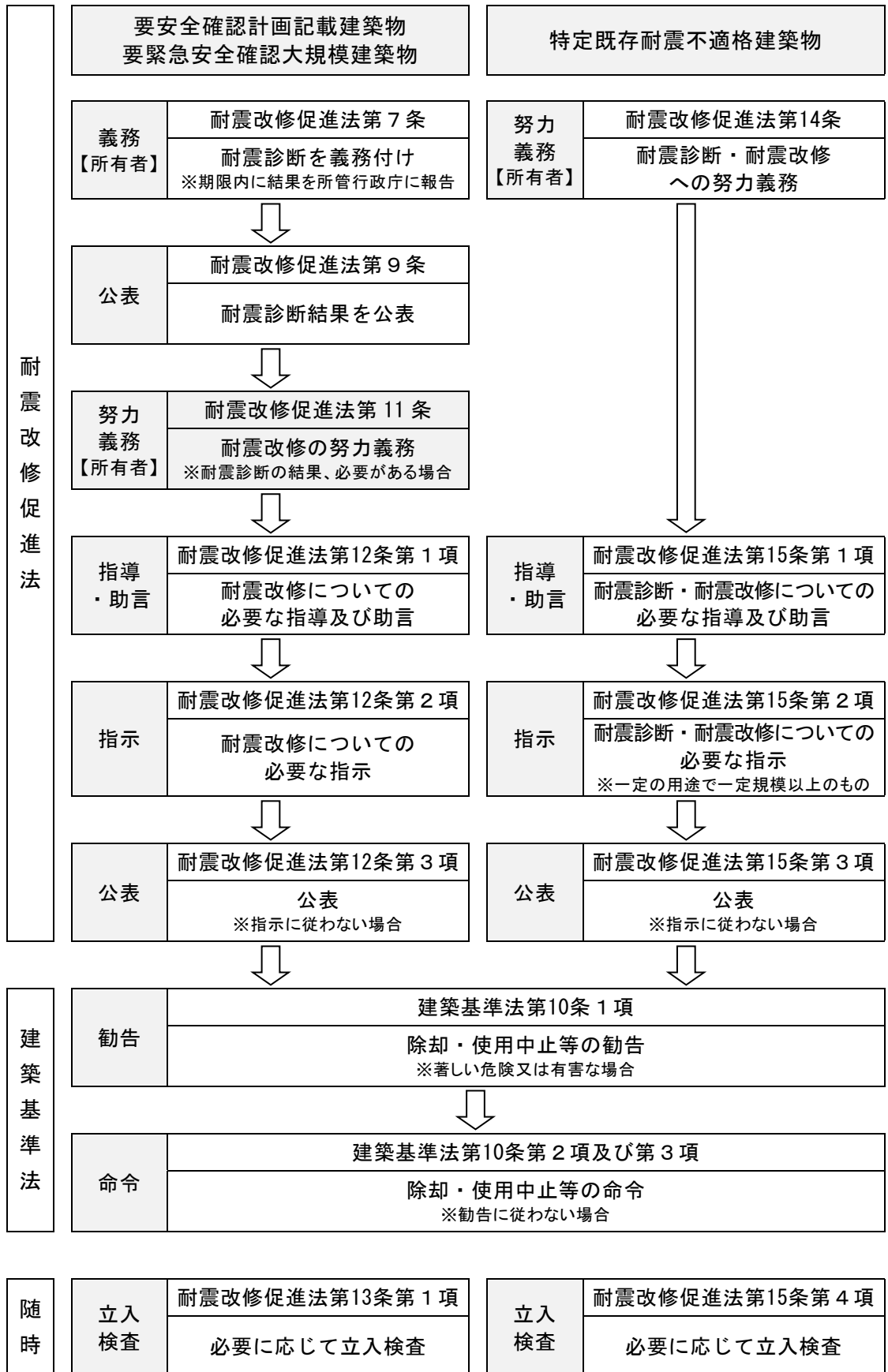
(2)の指示を受けた建築物所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、県と連携し、法に基づいた公表であることを明確にした上で、広報やホームページへの掲載等により公表します（法第12条第3項、法第15条第3項）。

3 建築基準法による勧告又は命令等の実施

県計画では、所管行政庁が耐震改修促進法第12条第3項及び第15条第3項に基づいて公表を行ったにもかかわらず、建築物所有者が耐震改修を行わない場合には、特定行政庁（所管行政庁に同じ）は建築基準法第10条第3項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令することとされています。本市においても、市内の安全なまちづくりの推進のため、県と連携して対応していきます。

また、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物について、特定行政庁は、建築基準法第10条第1項に基づき除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第2項に基づく命令を行うこととされており、本市においても同様に県と連携して対応していきます。

【耐震化を促進するための指導等の流れ】



第5章 その他耐震化促進に関する事項

1 概要

国、県及び関係団体 等との連携

○茨城県建築防災推進連絡協議会（平成15年度設置）、茨城すまいづくり協議会（平成24年度改編）等と連携を図りながら、市民への普及啓発活動、相談業務の補完や技術向上への取り組みなどを実施していきます。

計画の進行管理

○令和8年度（2026年度）末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。
○関係団体との連携・協働を図りつつ計画を推進するとともに、進捗状況について適宜検証を行います。
○市有建築物耐震性能リスト及び神栖市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定するとともに、計画的な進行管理を実施し、必要に応じて計画の目標等について適宜見直しを行うこととします。

2 国、県及び関係団体等との連携

国の基本方針を踏まえるとともに、県計画との整合に配慮して、本計画を推進します。

茨城県建築防災推進連絡協議会（平成15年設置）、茨城すまいづくり協議会（平成24年度改編）等と連携を図りながら、市民への普及啓発活動、相談業務の補完や技術力向上への取り組みなどを実施していきます。

また、国・県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、県（所管行政庁）及び関係団体等とさらなる連携を図りながら、所有者に対する耐震化の支援及び啓発等を行っていきます。

3 計画の進行管理

令和8年度（2026年度）末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

耐震化の促進のためには、計画策定後の継続的な事業実施が重要であり、進捗状況について定期的・継続的に検証することが有効です。また、計画の実現に向けては行政だけでなく、関係団体等との連携による事業推進が重要となります。

関係団体等との連携・協働を図りつつ計画を推進するとともに、進捗状況について適宜検証を行い、計画を達成していくための取り組み方策について協議を行います。

また、市では、市有建築物耐震性能リスト及び神栖市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、計画的な進行管理を実施します。そして、毎年、市有建築物の耐震化の進捗状況や普及啓発等に関する施策の実施状況を確認し、必要に応じて計画の目標等について適宜見直しを行うこととします。

【 資 料 編 】

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）【抜粋】
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令【抜粋】
- 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則【抜粋】
- 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 5 神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項
- 6 神栖市木造住宅耐震診断費補助金交付要項
- 7 神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項
- 8 耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路一覧

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）【抜粋】

公 布：平成七年法律第百二十三号

最終改正：平成三十年六月二十七日 平成三十年法律第六十七号（施行：令和元年六月二十五日）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難と

することを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物につ

いて、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

第十条 (省略)

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第十三条 (省略)

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものと

して政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。) について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定 第十七条～第二十一条 (省略)

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項におい

て「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二十三条～第二十四条（省略）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等 第二十五条～第二十七条（省略）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例 第二十八条～第三十一条（省略）

第八章 耐震改修支援センター 第三十二条～第四十二条（省略）

第九章 罰則 第四十三条～第四十六条（省略）

附 則

第一条～第二条（省略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令【抜粋】

公 布：平成七年政令第四百二十九号

最終改正：平成三十年十一月三十日公布（平成三十年政令第三百二十三号）（施行日：平成三十一年一月一日）

第一条（省略）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの

高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

第五条（省略）

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律規則【抜粋】

公 布：平成七年建設省令第二十八号

最終改正：令和二年十二月二十三日公布（令和二年国土交通省令第九十八号）（施行日：平成三年一月一日）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

（令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不相当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条第一号の国土交通省令で定める距離）

第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

- 2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告)

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

- 一 一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）又は木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。）を修了した者（建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあつては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。）

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

- 2 前項の耐震診断は、技術指針事項（法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。）に適合したものでなければならない。
- 3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。
- 4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第六条～第二十条（省略）

(法第八条第二項の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 法第八条第一項の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二條 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

第二十三條～第五十條（省略）

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示：平成十八年一月二十五日（国土交通省告示第百八十四号）

最終改正：令和三年一二月二一日（国土交通省告示第一五三七号）

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求

められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることの

ないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼ればよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施すること

とする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸(約十三パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟(約十パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基

づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法

第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが

望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通

過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、

建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号)

この告示は、公布の日から施行する。

5 神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項

告 示：平成 23 年 3 月 31 日（告示第 43 号）

（目的）

第 1 条 この告示は、神栖市建築物耐震改修促進計画に定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策として、市内に存する木造住宅の所有者が耐震診断を受けようとするときに、市が予算の範囲内で耐震診断士を派遣し、当該耐震診断を実施することにより、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 を超えるもの)をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震精密診断と補強方法に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

（対象となる住宅）

第 3 条 この告示による対象となる住宅は、市内に存する戸建住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく耐震基準で建築された住宅
- (2) 2 階建て以下で、延床面積が 30 平方メートル以上の住宅
- (3) 丸太組工法又はプレハブ工法以外により建築された住宅
- (4) 所有者(同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。)が現に当該住宅に居住していること。
- (5) 当該住宅の所有者及びその世帯全員に市税に未納がないこと。
- (6) 過去にこの告示に基づく耐震診断を受けていないこと。

（申込み手続き）

第 4 条 耐震診断を受けようとする当該住宅の所有者(同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。)は、神栖市木造住宅耐震診断申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、市の広報紙等により周知するものとする。

（派遣の決定）

第 5 条 市長は、前条の申込書の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、神栖市木造住宅耐震診断士派遣決定(変更)通知書(様式第 2 号)を、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、神栖市木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書(様式第 3 号)を当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知内容に変更があったときは、神栖市木造住宅耐震診断士派遣決定(変更)通知書により派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断の辞退)

第 6 条 派遣対象者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた後において耐震診断を辞退するときは、速やかに神栖市木造住宅耐震診断士派遣辞退届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第 7 条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 5 条第 1 項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、神栖市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書(様式第 5 号)により派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第 8 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断士を派遣するものとする。

(結果報告等)

第 9 条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、耐震診断の結果を神栖市木造住宅耐震診断結果通知書(様式第 6 号)により、速やかに派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導)

第 10 条 市長は、前項の通知書に基づき、当該住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第 11 条 耐震診断士は、この告示による耐震診断の業務に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び登録の取り消し後も同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 派遣事業に関し、派遣対象者に不必要な改修を勧めること。
- (2) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(委託業務)

第 12 条 市長は、当該業務を適切に受託することができると認める者に業務の全部又は一部を委託することができる。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 24 年告示第 93 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付則(平成 25 年告示第 70 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和3年告示第121号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

6 神栖市木造住宅耐震診断費補助金交付要項

告 示：平成24年3月30日(告示第45号)

(目的)

第1条 この告示は、耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行う住民に対し、当該耐震診断に要する費用について、予算の範囲内において木造住宅耐震診断費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木造住宅の耐震改修の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、当該補助金については、神栖市補助金等交付規則(昭和41年神栖村規則第55号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1を超えるもの。)をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第32条の規定により指定された一般財団法人日本建築防災協会が定めた方法に基づいて行う一般診断法による耐震診断(以下「一般診断」という。)又は精密診断法による耐震診断(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)により定められた方法及びこれと同等と認められた方法を含む。以下「精密診断」という。)をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内に存する戸建住宅のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、又は昭和56年5月31日以前の建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく耐震基準で建築された住宅
- (2) 2階建て以下で延床面積が30平方メートル以上の住宅

- (3) 丸太組工法又はプレハブ工法以外により建築された住宅
 - (4) 所有者(同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。)が現に当該住宅に居住していること。
 - (5) 当該住宅の所有者及びその世帯全員に市税に未納がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項(平成 23 年神栖市告示 43 号)第 8 条の規定に基づき耐震診断士により診断を受けた住宅にあつては、一般診断に係る補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、耐震診断士が行う補助対象住宅の耐震診断に要する費用について補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の額は、前項の耐震診断に要する費用の 2 分の 1 に相当する額(当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000 円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、補助対象住宅一軒につき 1 回限りとする。ただし、一般診断について補助金の交付を受け、当該一般診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された場合において精密診断を行おうとするときは、前項に規定する限度額から当該交付を受けた補助金の額を控除して得た額を限度として、前項の規定に基づき再度補助金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象住宅について耐震診断を実施する前に木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 登記事項証明書その他の補助対象住宅の所有者が確認できる書面
- (3) 申請者の完納証明書
- (4) 建築確認通知書の写しその他の補助対象住宅の建築年月日が確認できる書面
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図(立面図がないときは、写真)
- (7) 茨城県木造住宅耐震診断士認定証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするとき又は神栖市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第8条の規定に基づき耐震診断士の派遣を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、前項第1号、第2号、第4号及び第6号の書類を省略することができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(耐震診断の完了期限)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、当該交付決定を受けた日から90日を経過する日又は当該日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに耐震診断を完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(申請内容の変更等)

第8条 受給権者は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断費補助金申請内容変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにする書面
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金申請内容変更承認(却下)決定通知書(様式第4号)により、受給権者に通知するものとする。

3 受給権者は、耐震診断の実施を中止したときは、木造住宅耐震診断中止届出書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 受給権者は、耐震診断が完了したときは、木造住宅耐震診断実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第7号)により、受給権者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた受給権者は、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、第 8 条第 3 項の規定による届出があったとき又は受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

付則(平成 24 年告示第 93 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付則(平成 25 年告示第 70 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 26 年告示第 12 号)

この告示は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

付則(平成 26 年告示第 111 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和 2 年告示第 16 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

付則(令和 3 年告示第 121 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

7 神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要項

告 示：平成 25 年 2 月 15 日（告示第 12 号）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地震による既存木造住宅の倒壊等の災害を防止するため、耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事を行う者に対し、予算の範囲内で神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、神栖市補助金等交付規則（昭和 41 年神栖村規則第 55 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく耐震基準で建築された住宅であって、2 階建て以下の戸建住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 32 条の規定により指定された一般財団法人日本建築防災協会が定めた方法に基づいて行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）により定められた方法及びこれと同等と認められた方法を含む。以下「精密診断」という。）をいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震補強の設計は、建築士事務所（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）に所属する同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、同条第 3 項に規定する二級建築士又は同条第 4 項に規定する木造建築士が行うもので、精密診断法により診断した後、その耐震性を向上させるために作成する補強計画及び実施設計をいう。
- (4) 耐震補強工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者に請け負わせて行うもので、耐震補強設計に基づき、基礎の補強及び土台、柱、筋交い、梁、壁等の補強又は改修を行う工事をいう。
- (5) 耐震建替え工事 既存木造住宅を除却し、市内において新築工事を行うことをいう。
- (6) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する評価点数であって、対象住宅の各階及び各方向について算出し、当該算出した数値のうち最も小さい数値をいう。

（補助対象住宅）

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する既存木造住宅のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 丸太組工法又はプレハブ工法以外により建築された住宅であること。
- (2) 住宅の延床面積が 30 平方メートル以上の住宅であること。
- (3) 併用住宅にあつては、居住部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 を超えるものであること。
- (4) 耐震補強設計を行う場合にあつては、耐震診断における上部構造評点が 1.0 未満の住宅であること。

- (5) 耐震補強工事を行う場合にあつては、耐震補強設計の際に行う精密診断法による診断において上部構造評点が 1.0 以上となる住宅であること。
- (6) 耐震建替え工事を行う場合にあつては、既存木造住宅の耐震診断における上部構造評点が 0.7 未満相当の住宅であり、建替え後の住宅においては、建築基準法及び都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定に適合している住宅であること。
- (7) 申請年度における募集期間中に適正に申請手続を行い、当該年度の 2 月末日までに完了するものであること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有し、自己の居住の用に供するために耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事を行うこと。
- (2) 申請日現在において、所有者及びその同一世帯に属する者に市税等の未納がないこと。
- (3) 補助対象住宅が神栖市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金交付要項(平成 23 年神栖市告示第 70 号)、神栖市若年世帯住宅取得補助金交付要項(平成 25 年神栖市告示第 11 号)、神栖市かみす子育て住まい給付金交付要項(令和 2 年神栖市告示第 23 号)、神栖市空家利活用促進事業補助金交付要項(令和 3 年神栖市告示第 53 号)及びこの告示に規定する補助金の交付を受けていないこと。ただし、この告示の規定による耐震補強設計に係る補助金の交付を受けた住宅であつて、耐震補強工事に係る補助金の交付を受けていない住宅にあつては、この限りでない。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象経費の区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とする。ただし、当該補助金の額は区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とし、耐震建替え工事においては、一律 600,000 円とする。

対象経費の区分	対象経費の区分	対象経費の区分
耐震補強設計に要する費用	1/2	150,000 円
耐震補強工事に要する費用	1/2	450,000 円
耐震建替え工事に要する費用	一律	600,000 円

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅における耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事に係る費用は、居住部分の床面積を併用住宅の床面積で除した数に当該工事に要する費用の額を乗じた額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象住宅について耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事を実施する前に神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建物の所有を明らかにする書類の写し
- (2) 建築確認済証その他建物の建築年月日を確認することができる書類の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し

- (4) 見積書その他工事等に必要の費用を確認することができる書類の写し
- (5) 補助対象住宅の位置図
- (6) 補助対象住宅の配置図及び現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、耐震補強設計の補助金の交付を受けた者が耐震補強工事の補助金の交付を受けようとするときは、同項第1号から第3号まで並びに同項第5号及び第6号の書類を省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ神栖市木造住宅耐震改修促進事業工事等変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更内容を明らかにする書面
- (2) その他市長が必要と認める書面

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、神栖市木造住宅耐震改修促進事業工事等変更承認(却下)決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事の実施を中止したときは、神栖市木造住宅耐震改修促進事業工事等中止届出書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事が完了したときは、神栖市木造住宅耐震改修促進事業実績報告書(様式第6号)に当該耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事に係る契約書、領収書及び工事等の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強設計 耐震補強設計実施後の耐震診断報告書の写し、耐震補強設計書の写し、耐震補強設計図の写しその他市長が必要と認める書類
- (2) 耐震補強工事 耐震補強工事実施後の耐震診断報告書の写し、耐震補強設計書の写し、耐震補強設計図の写し、工事工程写真その他市長が必要と認める書類
- (3) 耐震建替え工事 除却工事及び建替え工事が完了したことが確認できる現況写真、新築住宅の建築確認済証の写し、検査済証の写し、市街化調整区域にあっては開発行為の検査済証の写しその他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、耐震補強設計の補助金の交付を受けた者が耐震補強工事の補助金の交付を受けようとするときは、耐震補強設計書の写し及び耐震補強設計図の写しを省略することができる。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書(様式第 7 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、神栖市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の請求書を受けて、補助金を交付するものとする。ただし、交付決定者の世帯に属する者のいずれかが、請求書受領日までに市税等を完納していないときは補助金の交付を停止するものとする。

(報告及び調査)

第 13 条 市長は、当該補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、補助金に係る資料及びその他の必要な調査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、第 8 条第 3 項の規定による届出があったとき、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

付則(平成 25 年告示第 70 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 26 年告示第 13 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 26 年告示第 110 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和 2 年告示第 16 号)

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

付則(令和 2 年告示第 125 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付則(令和3年告示第53号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付則(令和3年告示第121号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

8 耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路一覧

		耐震診断義務付け道路	耐震化努力義務道路 (耐震診断義務付け道路を除く)
第一次緊急輸送道路	一般国道124号	知手交差点から神栖市市境まで	神栖市県境(千葉県)から鹿嶋市宮中国道51号交差(消防署南交差点)まで
	主要地方道水戸神栖線		潮来市須賀 国道51号交差(須賀交差点)から神栖市筒井 国道124号交差(平泉交差点)まで
	一般県道粟生木崎線	ファミリーマート神栖居切北店付近の交差点から神栖市市境まで	鹿嶋市粟生 一般県道鹿島港線交差(粟生交差点)から神栖市居切 一般県道鹿島港潮来インター線交差まで
	一般県道鹿島港潮来インター線		神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差から神栖市掘割3丁目 国道124号交差(掘割川交差点)まで
第二次緊急輸送道路	利根かもめ大橋有料道路		神栖市県境(千葉県)から神栖市谷田部東海 国道124号交差まで 千葉県銚子市 国道356号交差(利根かもめ大橋交差点)から神栖市県境(千葉県)まで
	主要地方道成田小見川鹿島港線		千葉県香取市小見川 国道356号交差から神栖市県境(千葉県)まで 神栖市県境(千葉県)から神栖市筒井 国道124号交差(筒井北交差点)まで
	一般県道深芝浜波崎線		神栖市知手 一般県道奥野谷知手線交差から神栖市波崎 国道124号交差(銚子大橋入口交差点)まで
	一般県道銚子波崎線		神栖市谷田部東海 国道124号交差から神栖市谷田部東海 国道124号交差まで
	一般県道粟生木崎線		神栖市居切 一般県道鹿島港潮来インター線交差から神栖市居切 神栖市道交差(飼料団地西交差点)まで 神栖市東深芝 神栖市道交差から神栖市木崎 国道124号交差(木崎西交差点)まで
	一般県道奥野谷知手線	知手交差点から知手歩道橋交差点まで	神栖市知手 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市知手 国道124号交差(知手交差点)まで
	一般県道鹿島港潮来インター線		神栖市居切西部 国道124号交差(掘割川交差点)から神栖市下幡木 主要地方道水戸神栖線交差(鰐川橋交差点)まで
	神栖市道8-105,8-108号線		神栖市東深芝 神栖市道交差から神栖市東深芝 一般県道粟生木崎線交差まで
神栖市道8-1494号線		神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差(飼料団地西交差点)から神栖市東深芝 神栖市道交差まで	

資料) 茨城県耐震改修促進計画資料編(令和4年3月)、緊急輸送道路ネットワーク計画((令和4年3月改定)

		耐震診断義務付け道路	耐震化努力義務道路 (耐震診断義務付け道路を除く)
第三次緊急輸送道路	一般県道深芝浜波崎線	知手歩道橋交差点から深芝浜交差点(鹿島石油(株)前)まで	神栖市東和田 神栖市道交差から神栖市知手 一般県道奥野谷知手線交差まで
	一般県道須田奥野谷線	済生会病院前交差点から南共発西交差点まで	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市東和田 一般県道奥野谷知手線交差(南共発西交差点)まで
	一般県道谷原息栖東庄線		鱒川浄水場から神栖市下幡木 一般県道鹿島港潮来インター線交差(下幡木交差点)まで
	神栖市道1-2号線		神栖市波崎西部本郷 国道124号交差(波崎総合支所入口交差点)から波崎総合支所・防災センターまで
	神栖市道1-9号線,1371号線,1393号線		神栖市波崎東部東明神前 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市波崎新港(波崎漁港)臨港道路交差まで
	神栖市道2-26号線		神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3163号線		神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3164号線		神栖市砂山 神栖市道交差から神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差まで
	神栖市道3165号線		神栖市砂山 神栖市道交差から神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差まで
	神栖市道3166号線		神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3167号線		神栖市砂山 神栖市道交差から神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道6-9号線,6-16号線,8-606号線		神栖市知手 国道124号交差から軽野港まで
	神栖市道6-9号線,8-299号線		神栖市筒井 主要地方道水戸神栖線交差から白十字総合病院まで
	神栖市道8-0871号線	済生会病院前交差点から神栖済生会病院前まで	神栖市知手中央7丁目 一般県道須田奥野谷線交差(済生会病院前交差点)から神栖済生会病院まで
	神栖市道8-100号線,8-102号線		神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市東和田 神栖市道8-102号線末端まで
	神栖市道8-101号線		神栖市東和田 一般県道奥野谷知手線交差から神栖市東和田 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1025号線		神栖市堀割1丁目 国道124号交差(堀割1丁目交差点)から(株)メディセオ鹿島支店まで
	神栖市道8-103号線,8-1227号線		神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から鹿島下水道事務所まで
	神栖市道8-104号線		神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差(深芝浜交差点)から神栖市東和田 神栖市道8-104号線末端まで
	神栖市道8-109号線		神栖市東深芝 神栖市道交差(港公園入口交差点)から鹿島港湾事務所まで

資料) 茨城県耐震改修促進計画資料編(令和4年3月)、緊急輸送道路ネットワーク計画((令和4年3月改定)

	耐震診断義務付け道路	耐震化努力義務道路 (耐震診断義務付け道路を除く)
第三次緊急輸送道路	神栖市道8-110号線	神栖市東深芝 神栖市道交差から神栖市東深芝 神栖市道8-110号線末端まで
	神栖市道8-111号線	神栖市東深芝 神栖市道交差から神栖市東深芝 神栖市道8-111号線末端まで
	神栖市道8-1228号線	神栖市南浜 神栖市道交差から神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1229号線	神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差(知手歩道橋交差点)から神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1230号線	神栖市南浜 神栖市道交差から神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1233号線	神栖市南浜 神栖市道交差から神栖市日川 神栖市道8-1233号線末端まで
	神栖市道8-1294号線	神栖市南浜 神栖市道交差から神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1583号線	神栖市南浜 神栖市道交差から神栖市南浜 神栖市道8-1583号線末端まで
	神栖市道8-1593号線	神栖市日川浜 神栖市道交差から神栖市柳川若ノ松 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1620号線	神栖市奥野谷浜 神栖市道交差から神栖市奥野谷浜 神栖市道8-1620号線末端まで
	神栖市道8-1619号線	神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道8-1621号線	神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差から神栖市北浜地先まで
	神栖市道8-1731号線	神栖市奥野谷浜 神栖市道交差から神栖市奥野谷浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-505号線,神栖市道8-500号線	神栖市木崎 国道124号交差(神栖市役所前交差点)から神栖市役所まで
	(波崎漁港)臨港道路W3,W4,W5,W6	神栖市波崎 神栖市道から波崎漁港まで
	(鹿島港)臨港道路北公共1号線	神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差から神栖市居切 神栖市道交差まで

資料) 茨城県耐震改修促進計画資料編(令和4年3月)、緊急輸送道路ネットワーク計画((令和4年3月改定)

神栖市建築物耐震改修促進計画

令和5年3月

神栖市 都市整備部 住宅政策課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
TEL (0299) 95-6595 FAX (0299) 90-1114